



日本労働組合総連合会
山梨県連合会 (略称 連合山梨)

No.344 2020.2.5

私たちが未来を変える
～安心社会に向けて～

れんごう

YAMANASHI

連合山梨 2020春季生活闘争(要旨)

連合山梨 第3回執行委員会 (2020年1月17日)

連合山梨は、1月17日に開催した第3回執行委員会において、闘争委員会を確立するとともに「2020春季生活闘争方針」を決定しました。今後、各組織の力を合わせて取り組みを進めていきます。

スローガン

～私たちが未来を変える！すべての労働者の「底上げ」
「底支え」「格差是正」と働き方の見直しで！～

I 取り巻く情勢 (略)

II 取り組みの基本的考え方

1. 連合山梨の基本的考え方

連合山梨2020闘争における基本方針として、連合本部の基本的考え方に基き、①情報の共有化による構成産別の主体的な賃上げ交渉を後押しする取り組みの展開、②中小・地場産業の共闘強化と連合山梨との連携強化、③2020クラシノソコアゲキャンペーン(仮称)の取り組みと連動した要求実現の運動を積極的に進めていく。

(1) 「働きの価値に見合った水準」への取り組み

家計の状況をみると、社会保険料負担の上昇が賃上げを上回り、将来不安も一向に解消されないため、収入の増加分の大部分が貯蓄に回るなど、勤労者の可処分所得は減少を続けている。働く者の将来不安を払拭し、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するためには「人への投資」が不可欠であり、分配構造の転換につながり得る賃上げが必要であることから、すべての企業労使は日本経済の一端を担うという社会的役割と責任を強く意識し、すべての働く者の労働諸条件の改善につなげていかなければならない。

したがって、2020春季生活闘争においては、社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、月例賃金にこだわり、賃上げの流れを継続・定着させる。加えて、中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金の「格差是正」の取り組みの実効性を高めるためにも、働きの価値に見合った賃金の絶対額にこだわり、名目賃金の最低到達水準の確保と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組んでいくとし、「底上げ」「底支え」「格差是正」を次のとおり再定義する。

<目的と要求の考え方>

	目的	要求の考え方
底上げ	産業相場や地域相場を引き上げていく	定昇相当分+引き上げ率 (→地域別最低賃金に波及)
格差是正	企業規模間、雇用形態間、男女間の格差を是正する	・社会横断的な水準を額で示しその水準への到達をめざす ・男女間については、職場実態を把握し、改善に努める
底支え	産業相場を下支えする	企業内最低賃金協定の締結、水準の引き上げ (→特定(産業別)最低賃金に波及)

(2) 賃金水準闘争を強化していくための体制整備

各構成組織は、加盟組合の個人別賃金データの収集とその分析・課題解決策に向けた支援を強化し、産業相場、地域相場を引き上げ、産業内や地域の未組織労働者への波及効果を高めていくためにも、連合山梨との連携を一層強め、地域における賃金相場の形成に向けて、「地域ミニマム運動」へ積極的に参画する体制を整えていく。

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現

人手不足感がさらに深刻となる中、2020年は「働き方改革関連法」が本格的な施行を迎えることとなる。「時間外労働時間の上限規制」の中小企業への適用、「同一労働同一賃金」への対応など法令遵守はもちろんのこと、有期・短時間・契約等で働く者の雇用の安定、60歳以降の処遇のあり方への対応、職場の安全対策、安心して育児・介護・治療と仕事が両立できるワーク・ライフ・バランスの実現など、すべての労働者の立場にたった働き方の仕組みを整え、安心・安全で働きがいのある職場の構築に向けた取り組みを行っていく。

(4) 働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」

中小企業の経営基盤を強化し、賃上げ原資を確保していくため、「取引の適正化」の推進も不可欠である。「働き方改革関連法」の改正事項が大企業から先行適用される中、大企業等による長時間労働是正をはじめとした取り組みが、下請け等中小企業への「しわ寄せ」とならないよう取り組みを行うことが重要であるため、山梨労働局と県、経済団体と連合山梨が中心となって創り上げた、「やまなし働き方改革共同宣言」等の活用を進めるなど、社会全体に訴えていく。

III 具体的取り組み

1. 賃上げの取り組み

(1) 月例賃金

- ①すべての組合は、月例賃金にこだわり、賃金の引き上げをめざす。
具体的な要求指標は、下表のとおりとする。

<2020春季生活闘争における賃金要求指標パッケージ>

底上げ	社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、2%程度とし、定期昇給分(定昇維持相当分)を含め4%程度とする。	
格差是正	企業規模間格差	
	雇用形態間格差	
	目標水準	・昇給ルールを導入する。 ・昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 ・水準については、「動続17年相当で時給1,700円・月給280,500円以上となる制度設計をめざす」
最低到達水準	35歳: 258,000円 30歳: 235,000円 企業内最低賃金協定1,100円以上	企業内最低賃金協定1,100円以上
	底支え	

- ②すべての構成組織は、月例賃金にこだわり、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む。

次ページにつづく➡

〒400-0858 山梨県甲府市相生2丁目7-17 労農福祉センター内
TEL.055-228-0050 FAX.055-222-1189

URL: <http://yamanashi.jtuc-rengo.jp/>
E-mail: info@yamanashi.jtuc-rengo.jp

発行人 窪田 清

Facebook
いいねしてね!

連合本部フェイスブック

連合山梨ホームページ



県産材利用促進



もりかみくん

- ③すべての組合は、組合員の個人別賃金実態を把握と、賃金水準や賃金カーブを精査してゆがみや格差の有無などを確認し改善に取り組む。また、獲得した賃金改定原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。
- ④中小組合は、賃金カーブ維持相当分(1年・1歳間差)を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標(前頁表「賃金要求指標パッケージ」および、下表「連合の賃金実態」)の比較を行い、そのうえで水準到達に必要な額を加えた総額での賃金引上げを求める。
- ⑤賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準(約25万円)と賃金カーブ維持分(1年・1歳間差)をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準(約30万円)との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。すなわち、連合加盟組合平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標金額とし、賃金カーブ維持分4,500円を加え、総額10,500円以上を目安に賃金の引き上げを求める。

連合の賃金実態

○参考-1 月例賃金の試算 (300人未満規模・平均)

- ・2019「地域ミニマム運動」集計データ (39.8歳、14.1年) 255,615円 (前年 254,847円)
- ・2019中小共闘集計 (加重 30.5万人) 248,644円 (前年 247,688円) (単純 3,082組合) 241,439円 (前年 239,864円)

○参考-2 連合全体の月例賃金 (2019「賃金・一時金・退職金調査」速報値より)

<生産・事務技術労働者計 (所定内賃金)> (単位:円)

分類	30歳		35歳	
	平均	中央値	平均	中央値
主要組合	272,306	271,624	314,753	311,777
登録組合	261,833	260,950	300,439	300,200

○参考-3 年齢別最低保障賃金の参考値 (2019「地域ミニマム運動」集計データ:300人未満・第1四分位)

- ・30歳:202,800円 (前年 202,500円)
- ・35歳:217,000円 (前年 213,600円)

- ⑥企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給1,100円以上をめざす。
- ⑦有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととし、水準については、「勤続17年相当で時給1,700円・月給280,500円以上」となる制度設計をめざす。
- ⑧連合山梨中小対策委員会による交渉経過の把握と、進捗状況に応じた対応策を検討する。
- ⑨必要に応じ連合山梨や連合本部との連携を図り総がかりでの取り組みを行う。

(2) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正

- ①改正女性活躍推進法にもとづく指針に「男女の賃金の差異」の把握の重要性が明記されたことを踏まえ、男女別の賃金実態の把握と分析を行うとともに、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを行う。(男女別賃金実態の把握、女性活躍推進法としての取組み強化)

(3) 初任給等の取り組み

- ①すべての賃金の基礎である初任給について、社会水準を確保する。(18歳高卒初任給の参考目標値……174,600円)

(4) 一時金

- ①月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかる。
- ②有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかる。

2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

- ①長時間労働の是正と均等待遇の実現に向けた取り組みを行う。
- ②人材育成と教育訓練の充実に向けた取り組みを行う。
- ③中小企業、パート・有期・派遣で働く労働者等の退職給付制度の整備に向けた取り組みを行う。
- ④すべての職場におけるディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底をはかる観点からワークルールの取り組みを進める。

3. ジェンダー平等・多様性の推進

- ①改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインにもとづき、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。
- ②職場のハラスメントの現状を把握するとともに、第三者を含めたあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを進める。
- ③育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備の取り組みを進める。

4. 運動の両輪としての「政策・制度実現」に向けた取り組み

- ①企業間における公正・適正な取引関係の確立に向けた取り組み
- ②税による所得再配分機能の強化に向けた取り組み
- ③社会保障制度の充実・確保に向けた取り組み(年金、医療・介護、子ども・子育て支援など)
- ④労働者保護のための消滅時効改正に向けた取り組み
- ⑤意欲ある高齢者が安心して働くことのできる環境整備に向けた取り組み
- ⑥女性活躍推進とハラスメント対策の取り組み
- ⑦教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組み

IV 闘いの進め方

- 1. 連合山梨は本日の第3回執行委員会において、萩原会長を本部長とする連合山梨闘争委員会を設置するとともに、本執行委員会を第1回闘争委員会として本格的な春闘への取り組みを開始する。
- 2. 県内が交渉組合となる中小・地場を中心とした構成組織を積極的に支援するため、連合山梨中小対策委員会に「中小共闘センター」を設置し、闘争期間中の限定的な共闘機関として対象産別で構成された委員会を中心に情報交換・地域共闘などに努め、交渉力強化を図る。
- 3. 春闘要求書は原則として2月末まで、遅くとも3月末までには提出する。なお、前段交渉を強化し、回答・妥結については原則として3月、遅くとも4月内決着を目指した交渉を展開する。
※3月を中小・地場組合の解決促進のヤマ場と設定し、早期妥結を進める取り組みを強化する。
- 4. すべての構成組織は賃金の絶対値にこだわり、賃金実態の把握に基づく「最低到達水準」のクリアを目指すとともに、産別の設定した「到達目標水準」に向けた闘争強化を進める。
- 5. 雇用形態間格差の是正に向けてすべての働くものの処遇改善と均等待遇を目指して闘争を展開することとし、有期・短時間・契約等で働く労働者に対する取組みを強化し、構成組織はその機能を最大限に発揮させる。
- 6. 中小共闘センターは連合リビングウエッジにて示された地域ミニマム水準が地域の中小・地場組合の交渉の指標として機能するよう対象産別と連携し、情報提供や意見交換を行うなど情報の共有化を図り格差是正に向けて取り組む。
- 7. 官公労働者の取り組みについては労働法の適用外となる雇用者の労働条件課題に積極的に取り組むとともに、官公部門連絡会を中心にすべての働くものの処遇改善に向け、官民労組が連携した行動を展開していく。
- 8. 連合山梨は春季生活闘争に対する意識を高める行動として学習会や決起集会を開催するとともに、「2020クラシノソコアゲキャンペーン(仮称)」・「Action 36」(36協定の周知と徹底)の取り組みと連動し、すべての働く人に「春季生活闘争」のメカニズムを周知し、賃上げ・格差是正の重要性を訴え、暮らしの「底上げ」「底支え」に関するテーマを広く社会に浸透させる。

V 主な行動について

月 日	行 動 内 容
1月17日(金)	連合山梨第3回執行委員会 ★第1回闘争委員会
2月 5日(水)	連合山梨第4回執行委員会 ★第2回闘争委員会 ★春闘セミナー&闘争開始宣言集会 (岡島ローヤル会館)
2月27日(木)	山梨労働局・経済団体要請行動
3月 4日(水)	連合山梨第5回執行委員会 ★第3回闘争委員会 ★2020春季生活闘争総決起集会 (よっちゃばば広場)
3月下旬	中小共闘センター・組織拡大委員会合同主要駅頭行動 連合山梨 構成組織訪問活動 《3月～5月 連合山梨対話月間》
4月 2日(木)	連合山梨第6回執行委員会 ★第4回闘争委員会
5月13日(水)	連合山梨第7回執行委員会 ★第5回闘争委員会

12

18
WED

政策制度委員会

教育委員会への要請行動

12月18日(水)山梨県教育委員会に対し「学校の働き方改革」に関する要請行動を実施しました。冒頭、小串政策制度委員長より要請書を手渡し、続いて、萩原連合山梨会長より教育委員会に対し、要請行動の趣旨を説明し、教職員の長時間労働を着実に是正するための具体的な方策を実行するよう求めました。

「働き方改革関連法」施行により、ほとんどすべての労働者について時間外労働の上限が規制される中で、教員については、働き方の特殊性を考慮し、残業代・休日手当を出さない代わりに給料月額4%を「教職調整額」として支給することを定めた給特法により働いてきました。これは、民間企業では、理解のできない法律です。

連合は、教員の平均勤務時間が1日平均11時間を超え、過労死リスクが高まるとされる「過労死ライン」である月平均80時間以上の時間外労働に相当する教員が中学校で約6割、小学校で約3割となっていることを、教職員の健康と教育の質の確保が危機的な状況と捉え、全国一斉の要請行動として実施しています。

連合山梨は、今後この運動を、地域協議会や地区協議会へ展開していきます。

事務局次長 伏見 勉

1
7
TUE

連合山梨2020新春交歓会を開催



連合山梨結成30年 2020春季生活闘争、衆議院選挙の 勝利に向け更なる結束力で！

連合山梨は1月7日(火)岡島ローヤル会館において構成組織ならびにご来賓として山梨県から中澤産業労働部長を始め、樋口甲府市長、中島衆議院議員、宮沢参議院議員、輿石元参議院副議長、山梨労働局、経営者協会などの多くのご来賓の参加の下、約300名の参加にて2020新春交歓会を開催しました。

主催者を代表して萩原会長より、「元号が平成から令和へ変わり初めての正月、連合山梨が満30歳を迎える、色々な意味で節目の年であります。『私たちが未来を変える』そんな気概を持って、今年一年の活動をスタートさせていただきます。」と決意を語り、加えて2020春闘への取り組み、働き方改革に関わる長時間労働・同一労働同一賃金の導入、衆議院選挙への取り組みに対する所感を述べられました。

そして、各団体の紹介、あいさつ、懇親の後、田中会長代行の「団結ガンパロー」で新年のスタートを切りました。新たな年明けと共に、私たちは「新たな時代へ、新たな気付きと新たな志」を持って、次世代へ繋げる活動を推進していく必要があると感じています。

事務局長 窪田 清

1

20
MON

山梨退職連合 新年互礼会を開催

1月20日(月)労農福祉センター 5Fホールで山梨退職連合2020年、新年互礼会が開催されました。

昨年の第27回総会において、細田会長を新会長とした新体制が発足し、初めての新年互礼会であり、細田会長は冒頭の挨拶にて、自己紹介と、政治やオリンピックの話題に触れ、「この一年間も皆で力を合わせ協力して活動していきましょう。」と述べられました。

ご来賓としては、萩原連合山梨会長、中島衆議院議員代理の志村相談役、宮沢参議院議員代理の雨宮秘書など多くのご臨席を賜り、更なる連携を深め一体的な取り組みを推進していくとの挨拶を頂きました。

山梨退職連合からは、役員24名(14団体)が出席し、現政権に対する政治情勢、持続可能な社会保障制度、明るい話題の東京オリンピック・パラリンピックから趣味の話まで飛び出し、各テーブルでは話題の尽きない話で盛り上がりました。

退職連合 事務局長 小沢 政人



法律相談 & 「心のケア」カウンセリングのお知らせ 

法律相談

2月12日(水)

3月12日(木)

相談時間/15:30~17:30
(相談時間 1人30分無料)

「心のケア」カウンセリング

3月4日(水)

カウンセリング時間/18:30~20:30
(カウンセリング時間 1人50分無料)

【お申込み】やまなし勤労者サポートセンター(担当:清水) 【お問合せ】TEL 055-227-6290 FAX 055-222-1189

何でも相談 **無料**

プライバシーは守ります。

困っている人のお手伝いをさせていただきます。

ひとりで悩まずに、まずは私たちに相談してください。
勤労者が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、生活上の様々な問題解決に向けて相談および支援をしていくため、山梨県労働者福祉協会のもとに設置いたしました。相談は無料です。(相談内容が専門分野に及ぶときは有料となる場合があります。あくまでもご相談者と相談先の両者での合意が前提となります。)

相談ダイヤル ☎ 055-267-5600

火・木・土曜9:00~18:00 休館日:月曜日及び日曜日・祝日
※相談内容をお聞きし、専門の相談員に取り次ぎます

法律相談

様々な身近な問題
まず相談して
みてください。



「心のケア」カウンセリング

産業カウンセラー
が面接します
秘密は厳守します。



社会保険
労務士相談

年金等の相談

FP ファイナンシャル
プランナー 相談

生活設計「ゆたかに生きる
ための資金計画」など
受け付けています。

税務相談

「税金」に関わ
ること、お聞き
ください。



連合山梨労働相談

なんでも相談ダイヤル

フリーダイヤル ☎ 0120-154-052

いこうよ れんごうに

月~土曜日午前9時~午後6時 原則として通年で実施しています。

やまなし勤労者サポートセンター

〒400-0858 甲府市相生二丁目7番17号 山梨県労働福祉センター 1階
(一社)山梨県労働者福祉協会「山梨県勤労者生活応援事業」

そのきっかけが、希望。

PRESENT 「はたちの献血」キャンペーン オリジナルグッズプレゼント

日本赤十字社 Japanese Red Cross Society 人間を救うのは、人間だ。

はたちの献血 #献血5

令和2年
「はたちの献血」キャンペーン
の実施について

献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤の安定供給を確保するため、新たに成人を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、国民一人ひとりに献血の重要性を普及啓発し、献血運動を全国で盛り上げることを目的に、1月1日(水)から2月29日(土)まで「はたちの献血」キャンペーンを実施しています。

(主催：厚生労働省、都道府県、日本赤十字社)

山梨県公式サイト

<https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/kenketsu.html>



日本赤十字社公式サイト

http://www.jrc.or.jp/activity/blood/news/200101_006016.html

